

第一節、日本国憲法前文を読む

A 日本国憲法 前文 1946年11月3日

一 ①日本国民は、a 正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、b われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、c わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、d 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、e ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。②そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。③これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。④f われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

二 ①日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。②われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。③われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

三 ①われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

四 ①日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

B 日本国憲法前文を読む <主語、述語に留意して>

1 ①日本国民は… (この憲法を) 確定する。

②国政は…

③これ (②) は…であり、この憲法は…かかる原理 (②) 基づくものである

* ②③は①の「この憲法」に係る修飾節をなす。それは、マッカーサー原案においては明確である。下記参照。

④われらは (日本国民は) …排除する。

2 ①日本国民は…決意した

②われらは (日本国民は) …思う

③われらは (日本国民は) …確認する

3 ①われらは (日本国民は) …信ずる

4 ①われらは (日本国民は) …誓う

C 『マッカーサー草案』1946年2月13日 …第一節の文章構造

前文 第一節 (principles and purposes)

一 We, the Japanese People, acting through our duly elected representatives in the National Diet,

第三節 平和主義について、前文と第2章

A 第2章 戦争の放棄

第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、②国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

B 前文

第9条

b 諸国民との協和による成果と、the fruits of peaceful cooperation with all nations …①

d 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し …②

参考 日本国憲法の成立過程

< 1945年 >

7/26 ポツダム宣言 (米英中)

8/14 日本ポツダム宣言受諾

11/5 憲法研究会結成

12/17 衆議院議員選挙法改正 (20歳以上、男女平等普通選挙)

12/27 「憲法草案要綱」憲法研究会

< 1946年 >

CHIEF OF STAFF

1/11 ラウエル「私的グループによる憲法草案に対する所見」⇒幕僚長

2/1 毎日、「憲法問題調査委員会試案 (松本案)」をスクープ

2/3 マッカーサー三原則

2/4 民政局憲法草案作成を開始

2/8 憲法制定会議「憲法改正要綱 (松本案)」を占領軍に提出

2/10 民政局憲法草案成立

2/13 「マッカーサー案」→政府

3/6 政府「憲法改正草案要綱」を発表

4/10 総選挙 (新選挙法による)

4/17 政府、「憲法改正草案」+英訳

6/8 枢密院本会議可決 → 8/24 衆議院修正可決屋 → 10/5 ~ 6 貴族院修正可決

→ 10/7 衆議院可決 → 10/29 枢密院可決

11/3 「日本国憲法」公布

< 1947年 >

5/3 「日本国憲法」施行

参考文献

「日本国憲法制定の過程」ⅠⅡ、高柳賢三、大友一郎、田中英夫、1972年、有斐閣

「憲法制定の過程に関する小委員会報告諸」憲法調査会事務局、1961年、大蔵省印刷局

<参考資料>

『大日本帝国憲法』前文 1889年2月11日

朕(チ)祖宗(ソウ)ノ遺烈(イリツ)ヲ承(ウ)ケ万世一系(マンセイイツケイ)ノ帝位(テイ)ヲ踐(フ)ミ朕(チ)ノカ(カ)親愛(シンアイ)スル所(トコロ)ノ臣民(シンミン)ハ即(スナハチ)チ朕(チ)カ祖宗(ソウ)ノ惠撫慈養(ケイブジヨウ)ウシタマヒシ所(トコロ)ノ臣民(シンミン)ナルヲ念(ネ)ヒ其(ソノ)ノ康福(コウフク)ヲ増進(ゾウジン)シ其(ソノ)ノ懿德(イデク)良能(リョウノウ)ヲ發達(ハツツ)セシメムコトヲ願(ネガ)ヒ又(マタ)其(ソノ)ノ翼賛(ヨクサン)ニ依(ヨ)リ与(トモ)ニ俱(トモ)ニ国家(コクカ)ノ進運(シンウン)ヲ扶持(フジ)セムコトヲ望(ノゾ)ミ乃(ナリ)チ明治十四年十月十二日ノ詔命(シヨウメイ)ヲ履踐(リケン)シ茲(ココ)ニ大憲(ダイケン)ヲ制定(セテイ)シ朕(チ)カ率由(ソウユウ)スル所(トコロ)ヲ示(シ)シ朕(チ)カ後嗣(コウシ)及(オホビ)臣民(シンミン)及(オホビ)臣民(シンミン)ノ子孫(ソソン)タル者(モノ)ヲシテ永遠(エイエン)ニ循行(ジュンコウ)スル所(トコロ)ヲ知(シ)ラシム

国家統治(コクカトウリ)ノ大權(ダイケン)ハ朕(チ)カ之(コノ)ヲ祖宗(ソウ)ニ承(ウ)ケテ之(コノ)ヲ子孫(ソソン)ニ傳(ツク)フル所ナリ朕(チ)及(オホビ)朕(チ)カ子孫(ソソン)ハ将来(ショウライ)此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)ノ条章(ジョウショウ)ニ循(シユク)ヒ之(コノ)ヲ行(コト)フコトヲ愆(アヤ)ラサルヘシ

朕(チ)ハ我(ワ)カ臣民(シンミン)ノ權利(ケリ)及(オホビ)財産(ザイサン)ノ安全(アンベツ)ヲ貴重(キョウ)シ及(オホビ)之(コノ)ヲ保護(ホゴ)シ此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)及(オホビ)法律(ホウリツ)ノ範圍内(ハツナイ)ニ於(オキ)テ其(ソノ)ノ享有(キョウユウ)ヲ完全(カンゼン)ナラシムヘキコトヲ宣言(センゲン)ス

帝国議會(テイコクギカイ)ハ明治二十三年ヲ以(モツ)テ之(コノ)ヲ召集(ショウシュウ)シ議會(ギカイ)開會(カクイ)ノ時(トキ)ヲ以(モツ)テ此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)ヲシテ有効(ユウコウ)ナラシムルノ期(キ)トスヘシ

将来若(モシ)此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)ノ或(ア)ル条章(ジョウショウ)ヲ改定(カテイ)スルノ必要(ヒツヨク)ナル時宜(ジキ)ヲ見(ミ)ルニ至(イ)ラハ朕(チ)及(オホビ)朕(チ)カ継統(ケイトウ)ノ子孫(ソソン)ハ發議(ハツギ)ノ權(ケン)ヲ執(ト)リ之(コノ)ヲ議會(ギカイ)ニ付(ツ)クシ議會(ギカイ)ハ此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)ニ定(サ)メタル要件(ヨウケン)ニ依(ヨ)リ之(コノ)ヲ議決(ギクツ)スルノ外(ヘ)朕(チ)カ子孫(ソソン)及(オホビ)臣民(シンミン)ハ敢(アエ)テ之(コノ)カ紛更(フソコ)ヲ試(コト)ミルコトヲ得(エ)サルヘシ

朕(チ)カ在廷(ザイテイ)ノ大臣(ダイジン)ハ朕(チ)カ為(タメ)ニ此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)ヲ施行(コウ)スルノ責(セキ)ニ任(ニ)ソスヘク朕(チ)カ現在(ゲンザイ)及(オホビ)将来(ショウライ)ノ臣民(シンミン)ハ此(コノ)ノ憲法(ケンポウ)ニ對(タテマ)シ永遠(エイエン)ニ從順(ジュウジュン)ノ義務(キム)ヲ負(オ)フヘシ

御名御璽(ギョメイギョウシ、天皇署名と押韻)

『日本国憲法改正草案』平成24(2012)年4月27日、自由民主党

日本国民は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統治の象徴である天皇をいただく国家であって、国民主権の下、立法、行政、司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、境域や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために、ここに、この憲法を制定する。